福島第一原発 事故の概要

事故発生直後の対応

時刻	内容	東京電力の対応	国(保安院)の対応
3/11 14:46	東北地方太平洋沖地震発生 (福島第一において震度6強)	福島第一1~3号機 (地震により自動停止) 4~6号機 (定期検査で停止中)	政府対策本部設置、緊急時対 応センターへ職員参集、現地 に職員をヘリコプターで派遣
15:15			保安院プレス会見、モバイル 保安院による情報発信。
	津波第1波(高さ4m)が到達 津波第2波(高さ15m)が到達		
15:42	Î	原災法10条通報(全交流電源喪失 1~5号機で起動していた非常用発 電機が津波により故障)	原子力災害警戒本部設置
16:36	震度5強以下の	原災法15条の事象と事業者が判断	
19:03	余震が数回発生		原子力緊急事態宣言の発出、 原子力災害対策本部設置
21:23			半径3km圈内住民避難指示、 10km圈内住民屋内退避
3/12 5:44			半径10km圏内住民避難指示
18:25			半径20km圏内住民避難指示

2011年3月11日午後7時03分、東京電力福島第一原子力発電所1、2号機で炉心を冷やす緊急炉心冷却システムが動かなくなったことから、政府は原子力災害対策特別措置法(原災法)に基づき原子力緊急事態宣言を発令し、原子力災害対策本部を設置しました。

政府は同日午後9時23分、原災法に基づき、東京電力福島第一原子力発電所から 半径3km以内の住民に対して「避難指示」を、また半径3~10km以内の住民に「屋 内退避指示」を発令しました。

その後、政府は東京電力福島第一原子力発電所から半径3km以内としていた避難指示を半径10kmまで拡大して、10km圏の4町に滞在する5万1,207人を避難対象にしました。

さらに、3月12日午後3時36分に東京電力福島第一原子力発電所1号機の原子炉建屋内で水素爆発が起こったため、避難指示対象をさらに広げて、東京電力福島第一原子力発電所から半径10kmを半径20kmに拡大しました。

(関連ページ:下巻 P104「避難指示区域の設定について」、下巻 P105「警戒区域、避難指示区域の設定及び解除について」)

本資料への収録日:2013年3月31日

改訂日:2019年3月31日